

ホワイト BB 利用規約

ソフトバンク株式会社

第 1 章 総則

第 1 条(本規約の適用)

1. ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)は、このホワイト BB 利用規約(以下「本規約」といいます。)に従いホワイト BB にかかる本サービス(第2条に定める)を提供します。
2. 当社は、本規約に関する追加、変更、特約等の条件(以下「特約条件」といいます。)を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。
3. 本規約に定めのない事項について、通信サービス契約(SBM)(第2条に定める)の契約者である場合には当社の定める「3G 通信サービス契約約款」、「4G 通信サービス契約約款」および「ソフトバンク 事業利用回線の ADSL 重畳に係る規約」の定めによるものとします。また、本規約と当社の定める「3G 通信サービス契約約款」、「4G 通信サービス契約約款」、「ソフトバンク 事業利用回線の ADSL 重畳に係る規約」に齟齬が生じた場合、本規約が優先して適用されるものとします。
4. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。

第 2 条(定義)

本規約において用いられる以下の用語はそれぞれ以下に記載する意味を有します。

- (1) 「本サービス」とは、当社が提供する非対称加入者線伝送方式(ADSL)等を利用し、会員の PC 等を用いてインターネット接続を行う電気通信サービス、および BB フォン(M)の総称をいいます。
- (2) 「BB フォン(M)」とは、会員の電話機等から入力された音声等をデジタル信号に変換し、デジタル信号をサービス会員回線を通じて転送することにより、通話を行えるサービスおよびこれに附帯するオプションサービスの総称をいいます。
- (3) 「通信サービス契約(SBM)」とは、当社から 3G 通信サービスおよび 4G 通信サービスの提供を受けるための契約をいいます。
- (4) 削除
- (5) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (6) 「会員」とは、利用契約が成立した本サービスの利用者をいいます。
- (7) 「申込者」とは、当社に利用契約の申込みをした者をいいます。
- (8) 「接続機器」とは、本サービスを利用するために必要な接続機器として当社が提供するモデム等の機器をいいます。
- (9) 「電話機等」とは、会員が接続機器に接続して使用する電話端末機、FAX 機器をいいます。
- (10) 「通話」とは、会員が電話機等を使用して音声その他の音響を送り、または受ける通信および FAX の送受信をいいます。
- (11) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。
- (12) 「電話回線提供事業者」とは、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、又は当社をいいます。
- (13) 「協定事業者」とは、当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者をいいます。
- (14) 「特定協定事業者」とは、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社をいいます。
- (15) 「指定協定事業者」とは、当社が指定する電気通信事業者をいいます。
- (16) 「協定事業者等」とは、協定事業者、特定協定事業者または指定協定事業者をいいます。
- (17) 「サービス会員回線」とは、利用者回線および契約者回線をいいます。
- (18) 「利用者回線」とは、特定協定事業者の電話サービス契約約款または指定協定事業者の電話サービス等契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と利用契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいい、利用契約の申込者が指定する加入電話契約に係るものをいいます。
- (19) 「契約者回線」とは、特定協定事業者の専用サービス契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。
- (20) 「指定 IP 電話サービス」とは、当社が提供する BB フォン、ホワイト光電話、おうちのでんわ、BB フォン光、ケーブルライン、株式会社 TOKAI ケーブルネットワークが提供するひかり de トーク S、およびソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が提供する NURO 光でんわをいいます。
- (21) 「相互接続点」とは、当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点をいいます。
- (22) 「宅内交換機」とは、会員が設置し外線電話と内線電話および内線電話同士を交換・接続する自営交換機をいいます。

(23)「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。

第 2 章 契約

第 3 条(本サービスの区分)

1. 本サービスには、次の二つの区分があります。
 - (1) 利用者回線型(利用者回線を使用して提供するもの)
 - (2) 契約者回線型(契約者回線を設置して提供するもの)
2. 本条に定める本サービスの区分の変更はできないものとします。

第 4 条(提供区域)

1. 本サービスの利用に係るサービス会員回線の終端は、当社が別に定める区域内とします。
2. 相互接続点の接続場所等の条件については、当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づき変更される場合があります。

第 5 条(契約の単位)

本サービスは、通信サービス契約(SBM) 1 回線につき、1 つの利用契約が締結されるものとします。

第 6 条(契約の申込み)

本サービスの申込みは、本規約に承諾のうえ、当社所定の手続きにより申し込むものとします。また、本サービスの申込みと同時に「ソフトバンク 事業利用回線の ADSL 重畳に係る規約」にも承諾したものとします。

第 7 条(契約の条件)

本サービスの申込みを行うためには、次の各号に定める条件をすべて満たされていないと認められないものとします。申込者が通信サービス契約(SBM)の契約者であること。ただし、3G プリペイドサービスは除きます。

第 8 条(契約の申込みの承諾)

1. 本サービスに係る契約は、本条に従い申込者により本サービスの申込みがなされ、当社が当該申込みを承諾することを条件として、電話回線提供事業者が当該申込者のサービス会員回線に係る電話サービス取扱所内の工事を完了した日の 7 日後に成立するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの入会申込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき。
 - (2) 本サービスの申込者とサービス会員回線に係る協定事業者との契約名義人が同一の者とならないとき。
 - (3) サービス会員回線と相互接続通信を行う協定事業者または指定協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定の条件に合致しないとき。
 - (4) 本サービス提供の対象となるサービス会員回線について、既に他の電気通信事業者から ISDN、DSL サービスと同様の契約を締結しているとき。
 - (5) 本サービスの申込みを受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき。
 - (6) 本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。
 - (7) その他利用契約の申込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断したとき。
 - (8) 契約者回線型に関し、本サービスを提供するために必要な契約回線を設置することまたは保守することができないとき、もしくは著しく困難なとき。
 - (9) 契約者回線型の申込者が、既に同一の住所等において契約者回線型を利用しているとき。
 - (10) 申込者が当社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずあるいは遅延したとき。
 - (11) 過去に不正使用などにより本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除されていることまたは利用を停止されていることが判明したとき。
 - (12) 第 40 条に定める事項に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (13) その他当社が適当でないと判断するとき。
4. 申込者は、第 1 項に基づき利用契約が成立するまでの間はいつでも利用契約の申込みを撤回することができるものとします。但し、当

社が本サービスの提供準備として工事準備に着手した以降は第 11 条の規定を準用するものとし、会員は解約までに発生した工事費等を負担する必要があります。

第 9 条(契約事項の変更)

1. 会員は、契約申込時に回答した事項について変更が生じた場合には、直ちにその旨を当社所定の方法に従い当社に報告するものとします。
2. 当社は、当社の裁量により必要と判断した場合には、前項に定める変更内容を証する書類の提示を求めることができるものとします。
3. 会員は、サービス会員回線に係る終端の場所に変更が生じ電話回線提供事業者等に対して変更の申込みを行う場合には、その内容について当社に届け出るものとします。

第 10 条(所在地の移転)

1. 会員が所在地等を移転する場合で、その移転先が、移転の時に当社の本サービス提供地域である場合は、会員は移転先において本サービスの利用契約を継続することを協定事業者を経由して当社に対して申し込むことができるものとします。但し、一方の特定協定事業者の電話サービスのサービス提供区域から、他方の特定協定事業者のサービス提供区域へ移転する場合等、移転先によっては、技術上その他の理由により本サービスの提供ができない場合があります。
2. 会員が前項の申込みを行う場合は、会員が移転する事前に行うものとし、その手続きについては、第 8 条の規定が準用されるものとします。また、会員は当社の移転手続きに係る協定事業者等に支払うべき工事費等その他の料金を支払うものとします。
3. 本条第 1 項の申込みがなされた場合、会員の移転後、本サービス開始までの期間についても、会員は本サービスに係るサービス利用料金等を支払う義務を負うものとします。
4. 本条第 1 項の申込みがなされたにもかかわらず、当社が第 1 項の申込みに対する承諾をせず、または、会員が第 1 項の申込みを取り消した場合、会員が移転した時に利用契約の解約の通知がなされたものとみなします。この場合は、当社は第 11 条の規定に従い解約の手続を行うものとします。
5. 会員が所在地等を移転する場合で、第 1 項の申込をしない場合、またはその移転先が、移転の時に当社が本サービスを提供していない地域である場合、会員は第 11 条の規定に従い解約の通知を行うものとします。
6. 前項の解約通知がなされず、もしくは解約通知が遅れたことにより、解約手続が遅れた場合でも、会員は利用契約の終了までに発生する当社に対するサービス利用料金等の債務を支払うものとします。

第 11 条(会員が行う契約の解除)

1. 会員が利用契約を解除する場合、当社所定の方法によりその旨を当社に通知する必要があります。会員が別段の意思表示をした場合を除き、解除の意思表示が当社に到達した日をもって利用契約が解除されるものとします。
2. 第 1 項の場合において、その利用中に係る会員の一切の債務は、利用契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。
3. 会員が利用契約を解除する場合、会員は、当社の指示に従い、提供された接続機器を返還するものとします。

第 12 条(当社が行う契約の解除)

会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 本規約の一に違反する行為を行い、当社から催告を受けたにもかかわらず、相当期間内に解消されない場合。
- (2) 当社への申告、届出内容に虚偽があり、当社から催告を受けたにもかかわらず、相当期間内に解消されない場合。
- (3) 初期費用、料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。
- (4) 通信サービス契約(SBM)の解除があった場合。
- (5) 通信サービス契約(SBM)を有する者の利用権の譲渡があった場合。
- (6) 通信サービス契約(SBM)を有する者の地位の承継があった場合。
- (7) 本規約等に違反し、もしくは会員の責めに帰すべき事由により当社もしくは第三者に損害を与えた場合
- (8) 協定事業者が提供するサービスの利用契約が解除された場合
- (9) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。

第 3 章 料金等の支払

第 13 条(料金等)

1. 本サービスの利用料金およびその他の料金等は、別表記載のとおりとします。

2. 申込者宅内の配線工事、追加部品の設置、申込者宅の属するビル等の管理上の都合により当該ビル内の配線工事を協定事業者等が実施できない場合に申込者が別途手配される配線工事等、電話回線の調整や保安器の取り替え等が必要な場合の費用は、別途お支払いいただくものとします。

第 14 条(料金等の支払)

1. 本サービスの利用料金等は、通信サービス契約(SBM)の契約者である場合には通信サービス契約(SBM)に基づく料金等に合算して請求します。
2. 会員は料金等を当社が指定する期日までに支払うものとします。
3. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。その際、当社または集金代行業者が別途定める、再請求にかかる事務手数料を料金等に加算して請求をする場合があります。
4. 当社は、本規約において明示的に定める場合および支払義務がない料金等が既に支払われている場合を除き、当社が会員より受け取った料金等について、返還する義務を負わないものとします。

第 4 章 接続機器の提供

第 15 条(接続機器の提供)

1. 会員は、本サービスを利用する際には、必ず当社が提供する接続機器を使用するものとします。
2. 接続機器は、会員が本サービスを利用する住所に送付するものとします。
3. 会員が本サービスの申込み前に当社の提供する接続機器を使用し、かつ当社が定める条件を満たした場合、会員は、当該接続機器を使用するものとします。その場合は、前項にかかわらず、当社から新たな接続機器の送付は行わないものとします。

第 16 条(ファームウェアのバージョンの更新)

1. 当社は、サービスの品質を維持・向上すること、新サービスを提供すること等を目的として、会員に事前に通知することなく当社の裁量により当社のネットワークの規格、仕様等を変更する場合があります。
2. 前項の場合、当社が会員に提供している接続機器が当社のネットワークの規格、仕様等に適合すべく、自動的に当社の電気通信設備に接続し(接続機器がサービス会員回線に接続され、かつ、接続機器の電源が投入状態である必要があります。)、接続機器に含まれるソフトウェア(以下「ファームウェア」といいます。)のバージョンを更新する場合があります。
3. ファームウェアのバージョン更新に起因して接続機器が正常に作動しなくなった場合は、第 17 条の定めを準用するものとします。

第 17 条(接続機器の故障等)

1. 会員に提供された接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等(以下「故障等」といいます。)により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該接続機器を正常な接続機器と取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた接続機器を当社が指定する場所に送付するものとします(接続機器が全部滅失して送付が不能な場合を除きます。)。なお、接続機器の故障、破損等が会員の責めに帰すべき事由によるときは、会員は、別途定める「故障／破損の際の修理交換料金」および当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。
2. 接続機器の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。
3. 接続機器の故障、破損、紛失または滅失等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、会員は、別途定める「修理交換料金」および当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。

第 18 条(利用契約終了等に伴う接続機器の返還)

1. 利用契約が終了した場合、会員は、当社所定の方法により、当社から提供を受けた接続機器を当社に返還するものとします。なお、接続機器返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に接続機器に故障等が発生した場合、当該接続機器の修理交換料金等は会員の負担とします。
2. 事由の如何を問わず、利用契約が終了した日の属する月の翌月 20 日(20 日が土日祝祭日の場合は翌営業日)までに接続機器が当社に返還されなかった場合、会員は、別途定める「未返却時に発生する違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。
3. 前 2 項の規定は、利用契約が成立せず、当社から接続機器を提供された申込者に対しても適用されるものとします。

第5章 本サービスの利用停止等

第19条(本サービスの中止・停止等)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、また何ら責任を負うことなく本サービスの全部または一部の利用を中止または一時停止をすることができるものとします。
 - (1) 本サービスを提供するために必要な当社の設備、機器、システム等の保守上または工事上やむを得ない場合、またはこれらに障害が生じた場合。
 - (2) 協定事業者等が提供する電気通信サービスの提供が中止、休止、停止または制限された場合。
 - (3) 協定事業者等との協定に基づく接続が停止または制限された場合。
 - (4) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、電気通信事業法第8条で定める重要通信を確保する必要がある場合。
 - (5) 接続機器に障害が生じたもしくは生じるおそれがある場合。
 - (6) 前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
 - (1) 本サービスを提供するために必要な当社の設備、機器、システム等の全部または一部が滅失または復旧困難な程度に破損した場合。
 - (2) 当社または協定事業者等が提供する電気通信サービスの全部または一部が廃止された場合。
 - (3) 協定事業者等との協定が契約期間満了、解除その他の事由により終了した場合。
 - (4) 前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。
3. 会員が、本サービスの利用により当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときには、当社は本サービスの利用を制限する場合があります。

第19条-2(通信の制限)

1. 当社は、会員が Web サイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト(一般社団法人インターネットコンテンツセキュリティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。)に基づき、当該 Web サイト、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。
2. 当社は、本サービスのインターネット接続において、悪意のある第三者により会員が利用している端末がコンピュータウイルスやワーム、スパイウェア等へ感染することにより、個人情報搾取等の会員の不利益となることを防ぐため、以下の対応を行います。なお、以下対応は完全性を保証するものではなく、また遮断されたインターネット接続への影響について、当社は責任を負いません。
 - (1) 会員がインターネットサービスへアクセスする場合、そのアクセス要求に付随するドメイン情報を自動的に検知し、当社の保持している悪意のあるサーバーのドメインリストと照合いたします。
 - (2) 照合の結果、当該ドメインリストと合致する場合、その通信を遮断します。
3. 会員は第2項(1)および(2)に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。

第20条(利用停止)

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部または一部の利用を停止することがあります。その場合、当社はあらかじめそのことを当社の定める方法で会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。
 - (1) 利用契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - (2) 支払期日を経過しても本サービスに係る料金等を支払わないとき。
 - (3) 第40条その他本規約の規定に違反したとき。
 - (4) 本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼす、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (5) 当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。
 - (6) 本サービスの利用契約成立後に、第8条第2項各号に該当する事由の存在が判明したとき。
 - (7) 会員の料金等の支払意思が確認できないとき。
2. 会員が複数の利用契約を締結している場合、当該利用契約のうちの一つについて前項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該会員が締結している他の全ての利用契約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。
3. 本条に基づき本サービスの利用が停止された場合であっても、利用契約が解除されるまでの間については、会員は料金等支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの利用停止により会員に発生した損害について、一切責めを負わないものとします。

4. 本条第1項第7号により、本サービスの利用停止を行うときであって、当社が必要と判断する場合、当社の定める方法で通話料金等の請求をさせて頂く場合があります。

第6章 BBフォン(M)

第21条(BBフォン(M)電話番号)

BBフォン(M)電話番号は、当社が別途定める場合を除き、当社が1つのサービス会員回線ごとに割当てます。

第22条(BBフォン(M)電話番号の変更)

当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会員に通知し、BBフォン(M)電話番号を変更することがあります。

第23条(BBフォン(M)電話番号の通知)

1. 本サービスを利用して発信する通話については、会員の選択に従いそのBBフォン(M)電話番号を着信先のサービス会員回線等へ通知します。
2. 当社は、会員の選択に従いそのBBフォン(M)電話番号を着信先のサービス会員回線等へ通知または通知しないことに伴い発生する損害については、一切責任を負わないものとします。

第24条(利用契約の終了にともなうBBフォン(M)電話番号利用の終了)

本サービスの利用契約が終了した場合、BBフォン(M)電話番号の利用は当然に終了するものとします。

第25条(BBフォン(M)の提供範囲)

1. 当社は、利用契約を締結した会員に対し、BBフォン(M)を提供するものとします。但し、会員はBBフォン(M)が利用できない種類の電話機等があることをあらかじめ了承するものとします。
2. BBフォン(M)を利用できるのは、電源を投入した接続機器に接続された電話機等を用いて行われる以下の通話に限るものとします。
 - (1) BBフォン(M)を利用して開始された会員同士の通話
 - (2) 会員が次の各号に定める電気通信番号に対して発信することにより開始された通話
 - ① 協定事業者等の提供する電話サービスの契約者に割当てられた電気通信番号
 - ② 当社が別途記載する指定エリアの電気通信番号
 - ③ その他当社が指定する電気通信番号
 - (3) BBフォン(M)電話番号に着信することにより開始された通話
3. BBフォン(M)の利用対象となる通話については、接続機器により自動的にBBフォン(M)が利用され、当社が別途定める場合を除き、他の電気通信事業者が提供する通話サービスは利用できなくなります(マイライン、マイラインプラス等、他の電気通信事業者が提供する優先接続に関するサービスも同様に利用できなくなります)。
4. BBフォン(M)の利用対象となる通話については、当社が別途定める場合を除き、他の電気通信事業者が提供する割引サービスの適用対象にはなりません。
5. BBフォン(M)の利用対象となる通話以外の通話については、各サービス区分において次の各号の定めに従うものとします。

(1) 利用者回線型

BBフォン(M)の利用対象となる通話以外の別途記載する通話については、接続機器により自動的に会員が加入している他の電気通信事業者の提供する通話サービスが利用されます。この通話サービスの利用については当該電気通信事業者の定めるところによるものとし、本規約は適用されないものとします。

(2) 契約者回線型

契約者回線型は契約者回線を設置して提供するサービスであることに鑑み、BBフォン(M)の利用対象となる通話以外の別途記載する通話は一切できないものとします。

第26条(BBフォン(M)の中止・停止等)

当社または協定事業者等が提供する電気通信サービスにおいて回線が著しく輻輳する等の支障が生じた場合、BBフォン(M)による通話が途切れ、または遅延する等、BBフォン(M)の正常な利用ができなくなることがあることを会員は予め了承するものとします。

第27条(通話品質)

1. 当社は、BB フォン(M)に関する通話品質または接続に関する保証を一切行わないものとします。
2. 会員が BB フォン(M)の利用中に通話品質の低下等何らかの異常を感じられた場合、当社にその旨を速やかに連絡願います。
3. 当社が前項に定める連絡を受けた場合、当社の設備に関する障害の有無について検査を行い、当社が障害を発見した場合は速やかに修補するものとします。

第 28 条(電話番号案内の提供範囲)

1. 当社は、会員が BB フォン(M)を使用して当社の指定する電気通信番号に発信することにより協定事業者等が提供する電気通信サービスの番号(以下「電話番号等」といいます)の案内が受けることのできる情報提供サービス(以下「電話番号案内」といいます)を提供します。但し、会員が利用する接続機器の種類によっては、電話番号案内が利用できない場合があります。
2. 電話番号案内において、1 回の利用で問い合わせを行うことのできる電話番号等の数は、当社が別途定める数以内とします。

第 29 条(電話番号案内業務の委託)

当社は、電話番号案内を提供するために、当社の業務の全部または一部を協定事業者等に委託します。

第 30 条(電話番号案内の利用料金)

1. 会員は、電話番号案内を利用した場合、本規約第22条乃至第27条の定めにしたがい、当社所定の利用料金を支払うものとします。
2. 電話番号案内に係る利用料金は、当社が会員に対して電話番号等の案内を開始したときをもって発生するものとします。

第 31 条(協定事業者等からの通知)

本サービスの提供にあたり、会員は、当社が必要に応じて協定事業者等から、会員の利用する協定事業者等が提供する電気通信サービスの利用状況に関する通知を受けることについて、予め承諾するものとします。また、これらの情報について当社から協定事業者に提供する場合があることを承諾するものとします。

第 32 条(電話番号案内の当社の責任の制限)

1. 当社は電話番号案内について、必ず会員が希望する電話番号等を案内することを保証するものではありません。
2. 当社は電話番号案内により会員に提供する情報の正確性・有用性を含む一切の保証を行わないものとします。

第 7 章 その他

第 33 条(通知・連絡等)

1. 当社は、会員への通知・連絡等を、当社ホームページに掲載して行うことがあります。
2. 会員は、随時、当社ホームページを閲覧し、当社からの通知・連絡等を確認するものとします。
3. 本規約に基づいて当社が会員に対する通知を行うことを要する場合、当社は、通知すべき内容を当社のホームページ上に掲示することにより、当該通知に代えることができるものとします。
4. 会員が当社ホームページを確認したか否かに関わらず、当社がホームページ上に通知・連絡等を掲載してから 24 時間を経過した場合、全ての会員に対し、通知・連絡等がなされたものとみなされるものとします。

第 34 条(保守・運用)

当社は、本サービスの維持・管理にあたり、接続機器ならびにサービス会員回線の状態を確認することがあります。

第 35 条(他の電気通信事業者等との契約)

1. 会員が本サービスの提供を受けるためには、当社の他に、協定事業者等と契約し、回線使用料等の代金の支払をする必要があるものとします。
2. 前項の契約をしない場合、もしくは前項の契約が終了した場合、当社は申込者の利用契約の申込みを拒絶し、もしくは会員資格を取り消すことができるものとします。
3. 当社は、会員の便宜のためもしくは協定事業者等との取り決めにより、会員から協定事業者への契約申込み受付手続、代金の支払その他の手続等について、これを代行等自ら行いあるいはこれらを他の電気通信事業者等へ委任することがあります。
4. 前項の規定により代行等がなされたか否かにかかわらず、会員と他の協定事業者との間の契約については、その当事者間で処理するものとし、当該契約に関する債権・債務(損害賠償請求権を含む)その他一切のトラブルについて、当社は何ら責任を負わないものとします。

第 36 条(協定業者等からの通知)

本サービスの提供にあたり、会員は、当社が必要に応じて協定事業者等から、会員の利用する協定事業者等が提供する電気通信サービスの利用状況に関する通知を受けることについて、予め承諾するものとします。

第 37 条(通信の秘密)

1. 当社は、電気通信事業法第 4 条に基づき、会員の通信の秘密を守るものとします。
2. 刑事訴訟法第 218 条その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的な処分その他裁判所の命令または法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は、当該処分、命令の定める範囲で守秘義務を負わないものとします。
3. 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 5 条に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当社は、当該開示請求の範囲で守秘義務を負わないものとします。
4. 生命、身体又は財産の保護のために必要があると判断した場合には、当社は、当該保護のために必要な範囲で本条第 1 項の守秘義務を負わないものとします。
5. 会員による本サービスの利用にかかる債権・債務の特定、支払いおよび回収に必要と認められた場合には、当社は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は提携先等に開示することができ、その限りにおいて守秘義務を負わないものとします。

第 38 条(法令等による制限)

本サービスの取扱いに関しては、国内および外国の法令、他の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第 39 条(譲渡禁止等)

会員は、利用契約に基づく債権債務、または BB フォン(M)電話番号を、第三者に譲渡し、転貸し、担保権を設定する等、一切の処分をすることができないものとします。

第 40 条(会員の義務)

1. 会員は本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 他者もしくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - (2) 他者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - (3) 他者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
 - (4) 他者もしくは当社を誹謗、中傷する行為。公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他者に提供する行為。
 - (5) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
 - (6) 事実と反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。
 - (7) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為。
 - (8) 選挙の事前運動等公職選挙法に違反する行為。
 - (9) 本人の同意を得ることなく、または不当な手段により他者の個人情報、もしくは他の会社の公開されていない情報を収集する行為。
 - (10) 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったりまたは他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽ったりする行為。故意過失に基づき誤認した場合も含まれます。
 - (11) 本サービスの運営を妨げ、もしくはその信用を毀損する行為。
 - (12) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
 - (13) 多数の不完了呼(会員の通信が、着信先の応答前に終了するものをいいます。以下同じとします。)を発生させる行為。
 - (14) 通話を保留したまま放置し、または本サービスを利用して多数の通信を行う等、通信の伝送交換に妨害を与える、または妨害を与えるおそれがある行為。
 - (15) 本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為
 - (16) 本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為。
 - (17) コンピュータのソフトウェア、ハードウェア、通信機器の機能を妨害、破壊、制限するようにデザインされたコンピュータウイルス、コンピュータコード、ファイル、プログラムを含むコンテンツをアップロードしたり掲示したり、メールなどの方法で送信(発信)すること。
 - (18) 商業用の広告、宣伝を目的としたコンテンツ、ジャンクメール、スパムメール、チェーンレター、無限連鎖講、その他勧誘を目的とするコンテンツをアップロードしたり掲示したり、メールなどの方法で送信(発信)する行為。
 - (18) 本サービスまたは本サービスに接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり、混乱させたりすること、あるいは本サービスに接続しているネットワークの使用条件、操作手順、諸規約、規定に従わない行為。
 - (19) その他、不適切な行為。

2. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一本サービスの利用に関連し他の会員または第三者に対して損害を与えたものとして、当社に対して当該会員または第三者から何らかの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

3. 会員は、善良なる管理者の注意をもって、接続機器の利用にあたって維持、管理するものとし、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分
- (2) 接続機器の分解、解析、改造、改変等
- (3) 接続機器の損壊、破棄、紛失、滅失等
- (4) 接続機器の著しい汚損(シール貼付、削切、着色など)
- (5) 契約外の不正使用
- (6) 接続機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
- (7) 接続機器の日本国外持ち出し

3. 前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、会員は別途定める「違約金」または「修理交換料金」を当社の定める方法により支払うものとします。

第 41 条(サービス利用環境の維持)

1. 会員は、接続機器その他本サービスを利用するために必要な機器、設備および通信回線等を自己の責任をもって管理し、また協定事業者等の提供する電気通信サービスその他本サービスを利用するために必要な他のサービスの利用を継続する等、本サービスを利用するために必要な利用環境を自己の責任をもって維持するものとします。

2. 前項に定める利用環境が維持されなかったために本サービスが利用できない場合であっても、当社は一切責めを負わないものとします。

第 42 条(情報の管理)

会員は、本サービスを使用して受信または送信する情報については、自己の費用と責任で本サービス用設備の故障等による消失を防止するための措置をとるものとします。また、会員は、やむを得ない事由により本サービス用設備が故障した場合、会員の情報が消失することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第 43 条(他ネット接続)

1. 本サービスの取扱いに関しては、国内外の技術輸出に関する諸法令、国内外の電気通信事業者等が定める契約約款等により制限されることがあります。

2. 会員が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、会員は、経由するすべての国の法令等、通信業者の約款等および関連するすべてのネットワークの規則に従うものとします。

第 44 条(損害賠償)

会員が不正利用等自己の責めに帰すべき事由により当社に損害を与えた場合には、当社は、当該会員に損害の賠償を請求するものとします。

第 45 条(利用責任)

1. 会員は、本サービスを使用して行った自己の行為およびその結果について、責任を負うものとします。

2. 会員が、本サービスを使用して第三者に損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に損害を与える行為を行わないものとします。

3. 会員は、接続機器その他本サービスを利用するために必要な通信回線等を自己の責任を持って管理し、**また電話回線提供事業者が提供するサービス**、その他本サービスを利用するために必要な他のサービスの利用を継続する等、本サービスを利用するために必要な利用環境を自己の責任を持って維持するものとします。

4. 前項に定める利用環境が維持されなかったために本サービスが利用できない場合であっても、当社は一切責めを負わないものとします。

第 46 条(責任の制限)

1. インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないことについて会員は予め承するものとします。

2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(本サービスによる全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします)にあることを当社が知った時刻から起算して、72 時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害賠償請求に応じるものとします。

3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が継続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に相当する料金相当額とします。ただし、会員が本サービスの提供をうけることができなかったことにより通常生ずべき損害の額が当該料金相当額以上であることを証明した場合または会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合であって、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因するときは、その損害額をもって損害賠償の額とします。

4. 前項における料金相当額は、本サービスが全く利用できない状態が継続した時間について、24 時間毎に計算し(24 時間に満たない時間については切り捨てます)、その時間に対応する本サービスに係る次の料金の合計額とします。(1) 月額使用料

(2) BB フォン (M)通話料(本サービスを全く利用できない状態が継続した期間の初日の属する月の前 6 ヶ月の 1 日当たりの本サービスの平均通話料(前 6 ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

(注)上記(2)の「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均通話料とします。

5. 当社は、協定事業者等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当該協定事業者等から損害賠償を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第 2 項および第 3 項に準じて賠償請求に応じるものとします。

6. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。

7. (削除)

第 47 条(責任の分界点)

1. 本サービスを利用するために使用するサービス会員回線の物理的な不具合に対する対応については、本サービスにおける当社の責任範囲に含まれないものとします。

2. 当社は宅内交換機等への接続による本サービスの提供は行っておりません。万一、宅内交換機等への接続を会員が行った場合、これにより生じた本サービスの不具合その他一切の事項について、当社は免責されるものとします。

第 48 条(承諾の限界)

当社は、会員から工事その他の請求が協定事業者を経由して当社にあった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知するものとします。但し、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとします。

第 49 条(第三者への委託)

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第 50 条(免責)

1. 本サービスはベストエフォート型のサービスです。表示速度(下り最大 50Mbps 等)は最高速度でありこれを保障するものではなく、当該速度よりも低い速度しか出ない場合があります。

2. 本サービスに関連して発生した会員(消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外の会員(法人等)を除きます。)の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償責任の範囲は、本サービスの 1 ヶ月分の月額使用料を上限とします。なお、会員が本サービスの利用に関して被った利益の喪失やデータ損失等の、付随的損害、間接損害、特別損害および逸失利益に係る損害について、当社は責任を負わないものとします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。

3. 当社は、利用期間経過後の本サービスの存続ならびにこれに伴う会員に生じる損害を一切保証又は負担しないものとします。

4. 本サービスに提供されるネットワークの規格、仕様等については、電話回線提供事業者の都合等により、会員に事前に通知されることなく変更される場合がありますが、当社は、これにより生じた一切の損害を負いかねますので、予めご了承ください。

5. 当社は、本サービスに係る設備その他電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、会員に関する土地、建物、その他工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときには、その損害を賠償しないものとします。

6. 当社は、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外(法人等)の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。

第 51 条(合意管轄)

当社と会員との間で訴訟の必要を生じたときは、東京地方裁判所を第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

第 8 章 ホワイトコール 24

第 52 条(本章の適用)

本章は BB フォン(M)のオプションサービスであるホワイトコール 24 の利用契約を申し込みまたは利用する者にも適用されるものとします。当社は、会員への通知・連絡等を、当社ホームページに掲載して行うことがあります。

第 53 条(定義)

1. 「ホワイトコール 24」とは、BB フォン(M)からソフトバンク携帯電話に発信した場合の国内通話料が 24 時間無料となるサービスをいいます。
2. 「ホワイトコール 24 利用契約」とは、ホワイトコール 24 を利用するための本規約に基づく契約をいいます。

第 54 条(ホワイトコール 24 利用規約)

1. 会員がホワイトコール 24 を利用するためには、当社所定の方法により当社に対してホワイトコール 24 の提供申し込みを行う必要があります。なお、会員が第 8 条第 2 項の定めに従う場合には、当社はホワイトコール 24 の提供申し込みを承諾しないことがあります。
2. 会員によるホワイトコール 24 の提供申し込みを当社が承諾した日をもってホワイトコール 24 利用契約の成立日とします。

第 55 条(提供条件)

会員は、ホワイトコール 24 を利用するにあたり、以下の条件を満たすものとします。

- (1) 会員または会員が当社の別途定める様式により指定した代理人が、ホワイトコール 24 に申し込むこと。
- (2) 会員または当社が別途指定する者が、3G 通信サービスおよび 4G 通信サービスで提供する「ホワイトコール 24」に申し込みをしていること。
- (3) 会員が通信サービス契約(SBM)の契約者であること。
- (4) 会員が法人でないこと。
- (5) その他当社が別途定める条件を満たしていること。

第 56 条(利用開始日)

ホワイトコール 24 の利用開始日は、ホワイトコール 24 の利用契約の成立日が属する月の翌月 1 日とします。

第 57 条(ホワイトコール 24 の終了等)

1. 事由のいかんを問わず、本サービスの利用契約が終了した場合は、第 11 条第 1 項に定める利用契約終了日をもって、ホワイトコール 24 が終了するものとします。
2. 本サービス申込日から起算して 90 日後に本サービスの利用契約が成立していない場合、本サービス申込日から 90 日後の日が属する月の末日をもって、ホワイトコール 24 の提供申し込みは取り消されたものとみなします。
3. 第 10 条の定めに従い会員が住所等の移転の申し込みをした場合において、移転申込日から起算して 90 日後に第 8 条第 1 項に定める工事が完了していない場合、移転申込日から 90 日後の日が属する月の末日をもって、ホワイトコール 24 の提供申し込みは取り消されたものとみなします。
4. 第 20 条第 1 項の定めに基づき、本サービスが利用停止となった場合、本サービスが利用停止となった日の属する月の末日をもってホワイトコール 24 の利用契約が終了となります。
5. 事由の如何を問わず、3G 通信サービスおよび 4G 通信サービスで提供する「ホワイトコール 24」が終了した場合、当社にてその確認がとれた日の属する月の末日をもってホワイトコール 24 は終了となります。
6. 会員のホワイトコール 24 の利用状況が不適切であると当社が合理的に判断した場合には、事前の告知なく、ホワイトコール 24 の利用を停止または終了する場合があります。

第 9 章 電報類似サービス提供事業者への接続

第 58 条(電報類似サービス提供事業者への接続)

(削除)

第 59 条(電報類似サービスの請求・収納代行)

(削除)

別表 料金表

1 料金

当社が提供する本サービスの料金は、月額使用料、BB フォン(M)通話料、BB フォン(M)が提供する 3 桁特番、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、接続機器に関する費用を含みます。

2 月額使用料

1. 月額使用料に関する料金は、別表 1 に定めるものとします。
2. 月額使用料はその利用日数に応じて日割りします。

別表 1 月額使用料

サービスタイプ	月額使用料／月
50M 通常タイプ	2,074 円(税込)
50M 電話加入権不要タイプ	3,855 円(税込)

3 BB フォン(M)通話料

1. BB フォン(M)通話料に関する料金は、別表 2、3 に定めるものとします。
2. BB フォン(M)通話料は、当社がお客さまのサービス利用を確認した日から料金を請求します。なお、ホワイト BB の契約が成立しなかった場合においても、BB フォン(M)でご利用いただいた料金は請求いたします。
3. 利用契約が終了した場合においても、当社および当社特定協定事業者のサービス停止のための工事が終了するまでの間に、当社がお客さまのサービス利用を確認した場合、BB フォン(M)でご利用いただいた料金は請求いたします。
4. BB フォン(M)以外の電話サービスを利用した通話や付加サービスの料金は、ご利用電話会社からの請求となります。

別表 2 BB フォン(M)通話料

相手先	通話料(税込)	
BB フォン(M) / ホワイト光電話 / おうちのでんわ / BB フォン / BB フォン光 / ケーブルライン / ひかり de トーク S / NURO 光 でんわ	無料	
国内一般電話 / 他社 IP 電話	日本全国一律 8.789 円／3 分 全時間帯共通	
国際電話	アメリカ(本土、アラスカ、ハワイ)の場合 7.99 円／3 分 全時間帯共通	
携帯電話	8:00～23:00	27.5 円／60 秒
携帯電話各社共通料金	23:00～8:00	22 円／60 秒
PHS	セットアップ料金	11 円
PHS 各社共通料金	(1 通話毎)	
	全時間帯共通	11 円／60 秒

※海外 230 以上の国と地域への通話が可能です。一部の国と地域につきましては、国際通信の取り扱いを中止させていただいております。国際通話料金表は当社ホームページで確認いただけます。

※アメリカ(本土・アラスカ・ハワイ)を除く海外への通話は 1 分毎の料金設定となります。

※国際電話の通話料は免税です。消費税はかかりません。

別表 3 BB フォン(M)が提供する 3 桁特番

3 桁特番	サービス内容	ご利用料金(税込)
104(番号案内サービス)	BB フォン(M)から「104」をダイヤルしていただくと、NTT の番号案内相当のサービスを、BB フォン(M)番号案内サービスのオペレータがご提供します。 ※本サービスは NTT などの番号案内サービスと同等の番号をご案内するものです。	【8:00～23:00】 月 1 回以内 66 円 月 2 回以降 1 案内 99 円 【23:00～8:00】 1 案内 165 円 ※通話料金は発生しません。ご利用

	BB フォン(M)「050 番号」を案内するものではありません。	用料金のみとなります。 ※番号案内できなかった場合、ご利用料金は発生しません。
116(移転に関する窓口)	BB フォン(M)から「116」をダイヤルしていただくと、BB フォン(M)の移転に関する手続きを承ります。 ※BB フォン(M)の窓口へ接続いたします。	通話料金は発生しません。
117(時報サービス)	BB フォン(M)から「117」をダイヤルしていただくと、NTT の時報案内相当のサービスを、BB フォン(M)の時報サービスとしてご提供します。	3 分 8.789 円

ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス制度にともない、BB フォン(M)をご契約いただいているお客さまに、毎月 1 電話番号あたり一定額のユニバーサルサービス料の負担をお願いしています。

詳細は当社ホームページ(https://www.softbank.jp/mobile/price_plan/options/universal-service/)をご確認ください。

電話リレーサービス料

電話リレーサービス制度にともない、BB フォン(M)をご契約いただいているお客様に、「電話リレーサービス料」をお支払いいただいております。

電話リレーサービス料は 1 年に 1 回料金の見直しが行われているため、お支払いいただく料金に変更される場合があります。また、1 電話番号当たりの負担額(番号単価)によっては、請求がない月もあります。各月の請求額、最新の情報はホームページ(https://www.softbank.jp/mobile/price_plan/options/telephone-relay-service/)をご覧ください。

※「ユニバーサルサービス料」と合算請求となります。

ホワイト BB 事務手数料

ご利用にあたり NTT 工事費や事務手続きなどに要する費用として、ホワイト BB 事務手数料の負担をお願いしています。

ホワイト BB 事務手数料	88 円(税込)
---------------	----------

※ホワイト BB の工事完了日の翌月から、月額 88 円を 60 回払いにて総額 5,280 円をご負担いただきます。なお、工事完了日と同月に解約された場合は 1 ヶ月分をご負担いただきます。

※総額 5,280 円のお支払い完了前に、ホワイト BB サービスを解約された場合、残余分のお支払は不要です。

※平成 24 年 9 月 30 日以前に本サービスにご加入のお客さまには、ホワイト BB 事務手数料は発生致しません。

※申込者宅内の配線工事、追加部品の設置、申込者宅の属するビル等の管理上の都合により当該ビル内の配線工事を NTT が実施できない場合に申込者が別途手配される配線工事等、NTT 回線の調整や保安器の取り替え等が必要な場合の費用は、別途頂戴いたします。

BB フォンどうしの無料通話について

BB フォンどうしの無料通話は、通話相手先がご利用中のサービス種別により異なります。

●通話相手先が、ADSL サービス(通常タイプ)の BB フォンをご利用の場合

一般加入電話の電話番号(03 番号等)または、BB フォン「050 番号」のどちらに発信しても、通話が無料になります。

●通話相手先が、ADSL サービス(電話加入権不要タイプ)の BB フォンをご利用の場合

BB フォン「050 番号」のみ通話が無料になります。

●通話相手先が、「Yahoo! BB with フレッツ」、「Yahoo! BB 光 フレッツコース」、「SoftBank 光」の BB フォンをご利用の場合

BB フォン「050 番号」への発信のみ通話が無料になります。

※通話相手先が BB フォン光をご利用されている場合は、一般加入電話の電話番号「03 番号等」にて無料通話となります。

※BB フォンどうしの通話は、相手先も BB フォンがご利用可能な状態(モデム等宅内接続機器や電源が正しく接続されている等)に限り無料となります。

※BB フォン(M)をご利用の際は、「プププ・プププ」という接続音をご確認ください。

4 接続機器に関する費用

接続機器に関する料金は、別表 4 に定めるものとします。

別表 4 接続機器に関する費用

故障／破損の際の修理交換料金

7,700 円(税込)
